⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和３年10月15日において次の要件を満たすものとする。

①　平成18年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。)

ⓐ　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事であること。

ⓑ　内空断面積（覆工後の内空断面積（代表値））が50㎡以上であること。

ⓒ　施工延長（掘削かつ覆工）が1,100m以上であること。

なお、ⓐからⓒは同一トンネルであること。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。)に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「利賀トンネル（２工区）工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和３年10月15日

北海道開発局開発監理部長　柘植紳二郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

北海道開発局行政情報システム運用管理支援業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和３年11月５日17時00分（郵送の場合は必着のこと。)

⑵　提出先　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目　北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ　田中奈津子　電話011―709―2311内線5247

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和３年10月15日から令和３年11月５日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Support on operation and management of assistant systems for administrative affairs 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 p.m. 5 November 2021

⑷　Contact point for the notice : TANAKA Natsuko, Contract Section, Accounting Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8-Jo, Kitaku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5247

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和３年10月15日

独立行政法人国立科学博物館

契約担当役　経営管理部長　小新　敏充

◎調達機関番号　512　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71

⑵　購入等特定役務及び数量　令和４～６年度国立科学博物館展示情報システム運用・保守管理業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和３年11月８日（月）17時00分（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒110―8718 東京都台東区上野公園７―20　独立行政法人国立科学博物館　事業推進部常設展示・サービス課（常設展示担当）　山崎　隆行　電話03―5814―9857

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和３年10月15日（金）から令和３年11月８日（月）まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　令和３年10月29日（金）14時00分

⑵　開催場所　独立行政法人国立科学博物館日本館　１階　中会議室

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and daily operation for exhibit information system in the National Museum of Nature and Science FY2022―2024

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 8, November, 2021

⑷　Contact point for the notice : Takayuki Yamazaki, Exhibits and Services Division, National Museum of Nature and Science, 7―20 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo 110―8718, Japan TEL. 03―5814―9857

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和３年10月15日

契約担当役　独立行政法人農業者年金基金

理事　石垣　英司

◎調達機関番号　578　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　年金制度改正対応に係るアプリケーション開発業務(フェーズ２）一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和３年11月５日17時00分（郵送の場合は必着のこと。)

⑵　提出先　〒105―8010 東京都港区西新橋１－６－21　ＮＢＦ虎ノ門ビル　独立行政法人農業者年金基金総務部経理課　田中　祥博　電話03―3502―3897